

公益財団法人海外医学生支援協会 奨学生選考規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人海外医学生支援協会（以下「この法人」という。）定款第4条第1項に基づき、奨学生選考に関し必要な事項を定め、業務の適正確実な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程では、定款第4条第1項第1号の奨学金（以下「奨学金」という。）を受ける者を奨学生という。

(奨学金の対象者)

第3条 奨学金の対象者は次の者とする。

- ① 海外の大学の医学課程に在籍している者又は入学が決まっている者
- ② 学業成績が優秀かつ学習意欲などの素行が優良と認められる者
- ③ 将来、都道府県知事が指定するへき地医療拠点病院又はこれに準ずる医療へき地に所在する病院での研修もしくは医師としての就職を希望する者
- ④ 家族構成、経済状況、学費を勘案して、留学生生活上経済的援助を必要と認められる者で、国若しくは地方公共団体又は他の団体等から奨学金等の経済的援助を受ける見込みがない者

(奨学生の選考等)

第4条 選考委員会は、別表第一の得点が上位の者から前条各号を勘案し、この法人の選考委員会運営規定に基づき奨学生を選考する。

2 選考委員会は、貸与開始月、貸与期間及び貸与金額等の貸与内容を決定する。

(奨学生の数)

第5条 この法人が、新たに奨学金を貸与できる奨学生の数は、1年で概ね3人とする。

(奨学金の額とその期間)

第6条 奨学金の額とその期間は次の通りとする。

- ① 奨学金の額は、1名につき最大月額15万円
- ② 貸与期間は、1名につき最長6年間

(受給資格の取消し)

第7条 この法人は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、奨学生としての資格を取り消し、奨学金の貸与を終了するものとする。ただし、奨学生にやむを得ない事情がある場合に限り、奨学生は所定の書式による受給資格取消猶予の申請を行うことができ、理事会はその申請理由や学業成績などによりその可否を決定する。

- ① 負傷・疾病のため卒業の見込みがないとき
- ② 学業成績又は素行が不良となったとき
- ③ 留年が決定したとき
- ④ 学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- ⑤ 応募書類に虚偽の記入が判明したとき
- ⑥ 事前に申し出ず、又はこの法人が了承しない長期欠席、長期休学をしたとき
- ⑦ 退学（自主退学を含む）、死亡したとき
- ⑧ 奨学生であることを辞退したとき
- ⑨ 6年次の6月の卒業試験を受験できないとき、又はその卒業試験を不合格になったとき
- ⑩ その他、奨学生としてなすべき努力を怠り奨学生として適当でないと判断されたとき

(改定)

第8条 本規程の改定は、理事会の決議による。

- 附則
- 1 この規程は、公益認定を受けたことに伴う名称変更の登記の日から施行する。
 - 2 この規程は、平成28年4月1日より施行する。
 - 3 この規程は、平成30年4月1日より施行する。
 - 4 この規程は、令和3年3月26日より施行する。

別表第一（第4条関係）

得点 = 評点（1）+評点（2）

1. 最終学歴における成績（5段階評価）

評定平均	評点（1）
3.0以上5.0まで	評定平均 × 20
3.0未満	不合格

2. 面談

判断基準	評点（2）
非常に論理的で、モチベーションは極めて高い。	90～100
論理的で、モチベーションは高い。	80～89
論理的に若干難点があるが、モチベーションは高い。	70～79
論理的に若干難点があり、モチベーションは平均的。	60～69
論理性、モチベーションともに医師には適してないことが明らか。	不合格